

QRコード付地方税のATM納付の取扱い開始について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和8年9月より下記店舗のATMにおきまして、QRコード付地方税納付書の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

今後にご利用いただけるATMを順次拡大し、お客さまの利便性向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

1. 取扱開始日

令和8年9月1日（火）

2. 対象税目

自動車税種別割、軽自動車税種別割、固定資産税、都市計画税、市県民税など地方税統一QRコードが印刷された地方税納付書（対象税目は順次拡大予定です）。

3. 取扱店舗（対応ATM設置店舗）

- （1）増穂支店
- （2）塩山支店
- （3）国母支店
- （4）谷村支店

当金庫キャッシュカードのみによる納付となります。

4. 納付方法

ATMに搭載したマルチリーダーで、納付書に印字されているQRコードを読み取り、キャッシュカードの振替により納付手続きが行なえます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上



ともに100年、これから100年

【本件に関するお問い合わせ先】
山梨信用金庫 事務部 事務集中課
TEL 055-225-0212